

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月4日
【会社名】	メディキット株式会社
【英訳名】	MEDIKIT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗田 宣文
【本店の所在の場所】	東京都文京区湯島一丁目13番2号
【電話番号】	(03)3839-8870
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門担当兼経理部長 石田 健
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区湯島一丁目13番2号
【電話番号】	(03)3839-8870
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門担当兼経理部長 石田 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社第34期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金75円 総額635,829,975円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額10,378,585,165円のうち2,000,000,000円減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えを行うものであります。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成29年8月4日

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、中島弘明、栗田宣文、森保生、石田健、景山洋二、高田和明、中島崇、佐藤治郎、堀之内広および吉田安幸氏の10名を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として金子尚道氏を選任するものであります。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

退任監査役多賀隆氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で総額4,123千円の退職慰労金を贈呈するものであります。なお、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任いただくものであります。

また、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、第3号議案にて承認可決された重任される取締役中島弘明、栗田宣文、森保生、石田健、景山洋二、高田和明、中島崇、佐藤治郎および堀之内広の9氏に対して、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、総額13億円を上限として、退職慰労金を打切り支給するものであります。なお、支給の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、方法等は、取締役会にご一任いただくものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率	可否
第1号議案 剰余金処分の件	78,462	7	-	(注)1	98.30%	可決
第2号議案 資本準備金の額の減少の件	78,469	-	-	(注)1	98.30%	可決
第3号議案 取締役10名選任の件						
中島 弘明	75,283	3,186	-	(注)2	94.31%	可決
栗田 宣文	75,700	2,769	-		94.84%	可決
森 保生	78,466	3	-		98.30%	可決
石田 健	78,467	2	-		98.30%	可決
景山 洋二	78,467	2	-		98.30%	可決
高田 和明	78,467	2	-		98.30%	可決
中島 崇	78,467	2	-		98.30%	可決
佐藤 治郎	78,467	2	-		98.30%	可決
堀之内 広	78,139	330	-		97.89%	可決
吉田 安幸	78,466	3	-		98.30%	可決
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)2		
金子 尚道	78,467	2	-		98.30%	可決
第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	77,999	355	115	(注)1	97.72%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次の通りです。

1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上